

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額										0
(前年からの繰越額)										0
(本年の収入額)										0
支 出 総 額										0
翌年への繰越額										0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金 額										0
員 数										0 ^人

(2) 寄 附										
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額					備 考				
(ア) 個人からの寄附					0					
(イ) うち特定寄附					0					
(ロ) 法人その他の団体からの寄附					0					
(ハ) 政治団体からの寄附					0					
小 計 (ア) + (イ) + (ロ) + (ハ)					0					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					0					
イ 政党匿名寄附					0					
合 計 (ア + イ)					0					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年2月10日

政治団体の名称 女性が輝く党

会計責任者の氏名 本間 明子

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

政治資金監査報告書

令和4年2月10日

女性が輝く党

代表 本間 明子殿

登録政治資金監査人

登録番号 第5565号

成田 圭子



研修了年月日 令和元年5月22日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、女性が輝く党の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、女性が輝く党の主たる事務所では作業スペース等の関係で円滑な政治資金監査の実施が困難であることから、政治資金監査の効率的な実施のため、登録政治資金監査人の所属事務所(東京都千代田区永田町1丁目11番28号 合人社東京永田町ビル6階)において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、女性が輝く党に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

女性が輝く党と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、女性が輝く党と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以上